

埼玉県警察本部訓令第28号

埼玉県警察本部交通部運転免許センターに勤務する警察職員の勤務制に関する訓令を次のように定める。

昭和63年12月21日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察本部交通部運転免許本部に勤務する警察職員の勤務制に関する訓令

(概要)

本訓令は、埼玉県警察本部運転免許本部に勤務する警察職員の

- 勤務制
- 勤務時間の割り振り
- 週休日
- 日曜日窓口業務

等について定めている。